

令和8年度	冬期通学用自動車運行業務委託 (乙中学校)	実施 設計書	調 査	
			設 計	
業 務 委 託 番 号		履 行 場 所		
		胎 内 市 地 内		
実 施 ・ 元		変 更		
設 計 額 (内消費税額)	( 円 )	( 円 )	円	
契 約 額 (内消費税額)	( 円 )	( 円 )	円	
履 行 期 間 等	令和8年12月1日 から 令和9年3月19日			
設計概要	冬期通学用自動車運行業務委託 (乙中学校) 一式	変 更 設計概要		

胎 内 市

令和8年度 冬期通学用自動車運行業務委託(乙中学校)設計書

1号車

想定車種

- ① 時間あたり運賃
- ② 一日あたりの走行時間及び点呼
- ③ キロあたり運賃
- ④ 1日あたりの走行距離
  - うち車庫から最初のバス停留所までの走行距離
  - うち中学校から車庫までの走行距離

金額	単位
	円/時間
	時間
	円/km
	km
	km
	km

- ⑤ 実働率
- ⑥ 運行予定日数

	%
59	日

- ⑦ 1日単価 (①×②)+(③×④)

	円
--	---

- ⑧ 通常料金分(税抜)

	円
--	---

- ⑨ 通常料金分(税込) ⑦×1.1

	円
--	---

- ⑩ 年間額(税抜)

⑥×⑧

	円
--	---

令和8年度 冬期通学用自動車運行業務委託(乙中学校)設計書

2号車

想定車種

- ① 時間あたり運賃
- ② 一日あたりの走行時間及び点呼
- ③ キロあたり運賃
- ④ 1日あたりの走行距離
  - うち車庫から最初のバス停留所までの走行距離
  - うち中学校から車庫までの走行距離

金額	単位
	円/時間
	時間
	円/km
	km
	km
	km

- ⑤ 実働率
- ⑥ 運行予定日数

%
59
日

⑦ 1日単価  $(\text{①} \times \text{②}) + (\text{③} \times \text{④})$

 円

⑧ 通常料金分(税抜)

 円

⑨ 通常料金分(税込) ⑦ × 1.1

 円

⑩ 年間額(税抜)

⑥ × ⑧

 円

令和8年度 冬期通学用自動車運行計画（乙中学校）

運行経路及び時間												人数	想定車種	運行回数	税抜単価	計	備考			
1号車 平木田駅前 平木田 十二天 山屋 菅田 桃崎浜 乙	登校 1便	平木田駅前 駅前バス停	平木田 公会堂	山屋	菅田 公会堂	中学校						18人	小型	59						
		7:27	7:29	7:33	7:36	7:42														
		8人	5人	1人	4人															
		2便	桃崎浜 集落センター	乙旧福祉 センター	菅田 キムラ自動車	中学校						27人								
			7:53	8:00	8:02	8:05														
			8人	17人	2人															
	下校 1便	中学校	乙駐在所	乙旧福祉センター	桃崎浜	中学校	菅田	山屋	平木田	平木田駅前		45人								
		中学校	乙駐在所	乙旧福祉センター	桃崎浜	中学校	菅田	山屋	平木田	平木田駅前										
2号車 横道 土作 高野 八幡 地本	登校 1便	横道	土作	十二天 愛広苑	高野 バス停	八幡 番神堂	地本 公会堂	中学校				25人	小型	59						
		7:42	7:45	7:32	7:50	7:54	7:57	8:05												
		4人	2人	6人	4人	7人	2人													
	下校 2便	中学校	地本	八幡	高野	十二天	土作	横道				25人								
		中学校	地本	八幡	高野	十二天	土作	横道												
※運行経路及び時間等の詳細については、学校を含めて再度協議する。 ※学校運営により変更がある場合は、別に協議する。 ※道路条件を考慮し、バスの大きさは中型車以下とする。												小計								
												消費税								
												合計								

# 令和8年度 冬期通学用自動車運行業務委託（乙中学校）仕様書

## 1 委託業務内容

胎内市立乙中学校の生徒が登校・下校に必要とする通学用貸切自動車を運行する。

## 2 履行期間

令和8年12月1日～令和9年3月19日

## 3 運行日

原則として土曜、日曜、祝日及び学校休業日を除く毎日とする。

その他学校行事等による登校日には土曜、日曜、祝日及び休業日であっても運行する。

## 4 運行台数及び運行計画

別紙「運行計画」のとおりとする。

ただし、運行経路及び時間については目安であり、詳細については契約締結後に委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 5 条件

- (1) 生徒の登下校における運行業務を安全かつ確実に行うこと。
- (2) 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (3) 道路交通法及び関係法規・規定を遵守し、運行にかかる委託者の方針に沿って、業務を忠実に行うこと。
- (4) 運行開始日までに運行経路及び停留所を確認し、運行に支障をきたさぬよう必ず試走を行うこと。
- (5) 車両の待機場所及び折り返し場所については、適切な場所を確保すること。

## 6 使用車両

- (1) 道路運送法による旅客自動車運送事業の許可を受けた営業用車両とする。
- (2) スクールバス表示がなされていること。
- (3) 常に車両の点検整備に努めること。

## 7 緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

- (1) 学校行事等による運行時間の変更や調整の伴う場合に対応できる体制とすること。
- (2) スクールバスの故障、事故又は天災等により定時運行に支障が生じたときは、速やかに代行運行できる体制を維持し、教育委員会及び学校に報告すること。
- (3) 委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関（警察・消防等）に緊急連絡するとともに、教育委員会及び学校に報告するものとし、受託者の責において処理するものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 緊急の事態が発生した場合に備え、運行中に教育委員会及び学校と相互に連絡がとれる連絡先を、契約締結後運行開始日前までに教育委員会へ報告すること。

## **8 委託経費の算出**

- (1) 委託見込経費は別紙「運行計画」に基づき、運行予定日数×1日運行単価（税抜）で算定し、小計相当額を積算すること。
- (2) 契約は運行予定日数を基に算出した単価で契約締結をする。  
なお、予定運行日数に増減があったとしても契約単価は変更しない。

## **9 委託料の支払**

委託料は運行した月の料金の請求書を翌月10日までに提出し、提出された月の月末迄に支払うものとする。

## **10 その他**

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得たときはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議のうえ定めるものとする。

### **問い合わせ先**

胎内市教育委員会  
学校教育課 庶務係  
〒959-2807 新潟県胎内市黒川1410番地  
TEL 0254-47-2711 (内線2318)